

2018年11月1日

「グローバルな議決権行使の基本方針」及び 「日本企業に対する議決権行使基準」の改定について

この度、当社の「グローバルな議決権行使の基本方針」及び「日本企業に対する議決権行使基準」について改定を行いましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 改定の背景

コーポレートガバナンス・コードの改訂など、日本企業を取り巻く環境は変化を続けています。当社は議決権行使をエンゲージメントの延長と位置付けており、エンゲージメントを通じて得られた投資先企業からの意見や投資先企業に関する情報も、当社の議決権行使を考える上で貴重な材料になります。当社では、これらの要因を反映させるため、毎年秋に「グローバルな議決権行使の基本方針」及び「日本企業に対する議決権行使基準」[※]の見直し・改定を行っております。

2. 今回の改定において考慮した要因

- コーポレートガバナンス改革の進展（社外取締役を2名以上有する会社の増加等）
- コーポレートガバナンス・コードの改訂
- 役員報酬に関連した議案の多様化
- 上場企業における金融資産の保有増加
- 株主総会日程の柔軟化に向けた動き（権利確定日と決算期末日の分離）

3. 改定の概要

- グローバルな議決権行使の基本方針：役員報酬・役員賞与・株式報酬に分かれている項目を再編し、役員報酬に関する項目として一本化しました。
- 日本企業に対する議決権行使基準：別紙をご参照ください。

4. 改定後のグローバルな議決権行使の基本方針及び日本企業に対する議決権行使基準

以下をご参照ください。

[「グローバルな議決権行使の基本方針」と「日本企業に対する議決権行使基準」](#)

※ グローバルな議決権行使の基本方針及び日本企業に対する議決権行使基準について

当社の負っているフィデューシャリー・デューティー（「顧客本位の業務運営」を行う義務）を果たし役割を全うするため、投資先企業に望ましい経営を促し企業価値の向上と持続的成長を実現してゆくように「グローバルな議決権行使の基本方針」を定め、その方針に基づいて議決権を適切に行使しています。「日本企業に対する議決権行使基準」は、この基本方針に基づいて、日本企業に対する具体的な議案判断の基準を定めたものです。

以上

(別紙)

「日本企業に対する議決権行使基準」改定の概要

1. コーポレートガバナンス改革の進展を反映し、取締役選任議案において、社外取締役の人数について求める水準を引き上げました。具体的には以下の通りです。
 - 全ての会社について社外取締役 2 名以上（改定前：直近 3 期の ROE の平均が 8%未満の会社について社外取締役 2 名以上）
 - 支配株主のいる会社について、直近 3 期の ROE の平均が 8%以上の場合を除き、社外取締役 1/3 以上（改定前：上場子会社において親会社出身者を取締役に選任する場合、独立性の高い社外取締役 2 名以上）
2. コーポレートガバナンス改革の実効性を高めるため、社外取締役がコーポレートガバナンス・コード原則 4-7 に記載されている役割・責務（経営陣幹部の選解任や会社と経営陣・支配株主等との利益相反の監督等）を果たさなかったことが明らかな場合には、再任に反対する項目を新設しました。
3. 役員報酬に関連した議案の多様化に対応するため、役員報酬・役員賞与・株式報酬に分かれている項目を再編し、役員報酬に関する項目として一本化しました。また、コーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえ、一定水準以上の役員報酬・退職慰労金に関する議案について、社外取締役が取締役の過半数に満たない場合、又は独立性のある報酬委員会が設置されていない場合には、反対する項目を新設しました。なお、本項目についての詳細は個別に判断します。
4. 上場企業において金融資産の保有が増加する傾向にあることを踏まえ、株主総会に付議されず、取締役会により決議された剰余金処分が基準に照らして不適切な場合は、会長・社長等の取締役再任議案に反対する項目を新設しました。なお、剰余金処分に関する基準については一部変更を行っています。一方で、取締役会決議による剰余金配当を可能とする定款変更については、株主総会決議による剰余金配当を排除するものでない限り、社外取締役の人数や直近の剰余金処分について当社の基準を満たす場合には、原則として賛成することにしました。これは株主総会日程の柔軟化に向けた動きを踏まえたものでもあります。
5. その他、基準としての透明性を向上させ、又は基準に日本企業の現状を反映させるための改定を行いました。主なものは以下の通りです。
 - ROE や剰余金処分が基準に照らして不適切な場合、会長・社長等の取締役再任議案や剰余金処分議案に反対することとしていますが、上場後 5 年以内の会社については例外とすることとしました。
 - 株主提案による定款変更議案について、原則賛成とする類型に取締役の任期短縮と任意の指名・報酬委員会の設置を追加しました。

以上